

# 貸 借 対 照 表

(2009年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,749,387	流 動 負 債	6,662,443
現金及び預金	5,462	買掛金	5,149,631
売掛金	4,342,048	未払金	434,984
未収入金	73,663	未払費用	317,407
貯蔵品	3,010	未払法人税等	557,722
前払金	16,635	未払消費税等	77,384
前払費用	116,285	預り金	20,424
繰延税金資産	247,254	その他の流動負債	104,886
受注未成業務	778,366	固 定 負 債	1,101,021
預け金	7,163,894	退職給付引当金	994,992
その他の流動資産	2,765	役員退職慰労引当金	71,877
固 定 資 産	1,383,141	その他の固定負債	34,152
有形固定資産	212,510	負 債 合 計	7,763,465
建物	107,776	純 資 産 の 部	
工具・器具及び備品	64,224	株 主 資 本	6,369,063
リース資産	40,509	資 本 金	100,000
無形固定資産	191,291	利益剰余金	6,269,063
ソフトウェア	182,622	利益準備金	25,000
リース資産	4,584	その他利益剰余金	6,244,063
その他の無形固定資産	4,084	繰越利益剰余金	6,244,063
投資その他の資産	979,339	(うち当期純利益)	( 1,361,054 )
繰延税金資産	328,840	純 資 産 合 計	6,369,063
前払年金費用	358,250	負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,132,528
保証金	291,041		
負担金	5,187		
貸倒引当金	△3,980		
資 産 合 計	14,132,528		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針に係る事項の注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないその他有価証券については、移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (会計方針の変更)

##### 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号（平成18年7月5日公表分））を適用しております。

なお、本基準適用による損益への影響はありません。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）によっております。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、見積り耐用年数によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

##### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

有形固定資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間終了時点で実質残存価額となる定率法によっております。

なお、実質残存価額が零の場合については、リース期間終了時点で残存価額10%となる定率法による減価償却費相当額に9分の10を乗じる方法によっております。

無形固定資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しております。

また、過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっております。